

# 建設委員会報告資料

令和5年11月15日

報告事項件名	頁
(1) 中川・綾瀬川流域治水協議会（緊急流域治水部会）について	2
(2) 足立区バリアフリー地区別計画（綾瀬・北綾瀬周辺地区編）素案の内容とパブリックコメント実施について	5
(3) 竹ノ塚駅中央地区地区計画の変更について	7
(4) 小台一丁目地区高規格堤防後の計画について	9
(5) 私道防犯灯設置助成事業の要件拡充について	10
(6) 毛長川親水テラスの一部利用開始について	13
(7) 公園の都市計画変更について	16
(8) 花畑川環境整備事業の取組み状況について	18
(9) 新耐震基準木造住宅の耐震助成制度の開始について	21
(10) 建築物減災対策について（10月末までの実績報告）	22
(11) 花畑二丁目生コン工場への対応状況について	26
(12) 居住支援協議会の開催結果及びお部屋さがしサポート事業の実績について	28

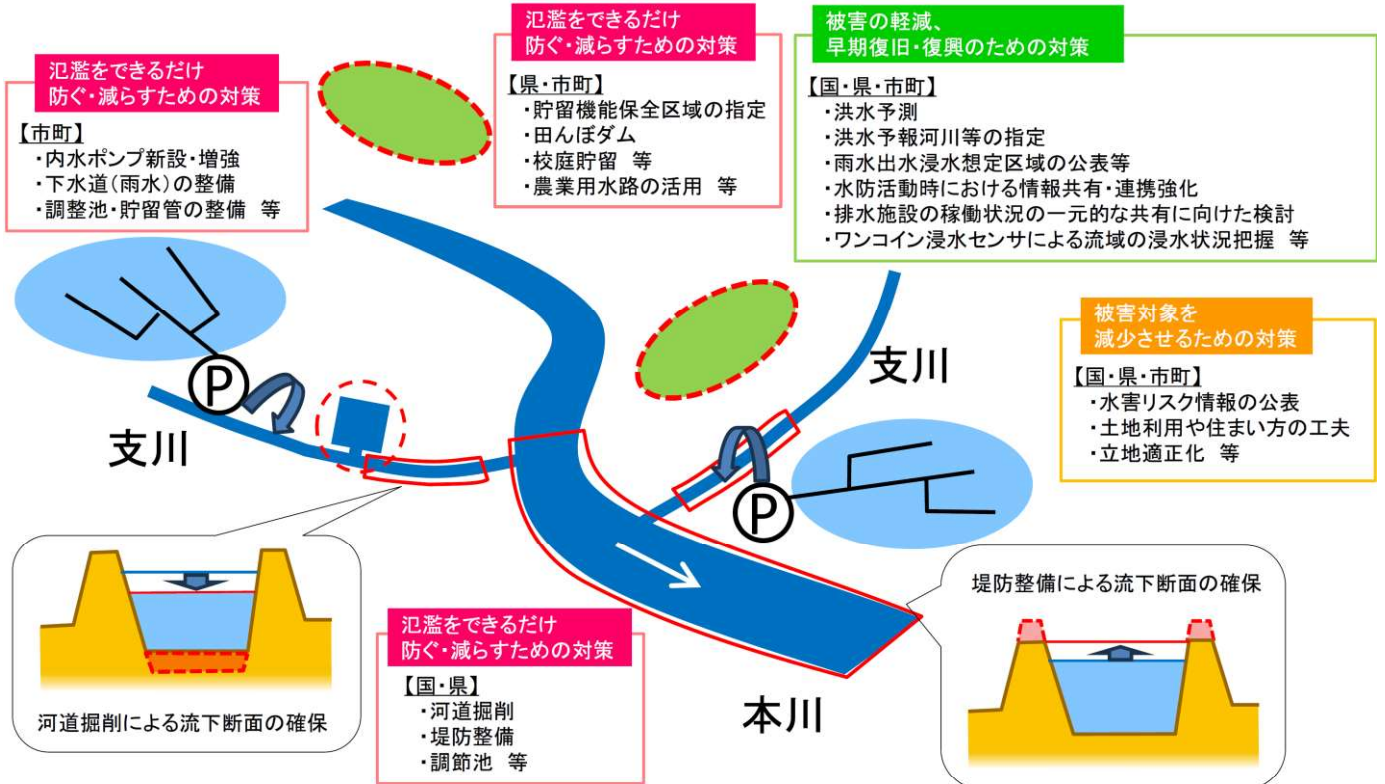
(都市建設部)

# 建設委員会報告資料

令和5年11月15日

件名	中川・綾瀬川流域治水協議会（緊急流域治水部会）について
所管部課名	都市建設部都市建設課
内容	<p><b>1 開催日時</b> 令和5年9月25日（月）午後2時15分～午後3時</p> <p><b>2 場所</b> さいたま新都心合同庁舎2号館及びWEB会議</p> <p><b>3 目的</b> 令和5年6月2日からの梅雨前線及び台風2号による大雨により、中川・綾瀬川流域（埼玉県下流部）を中心に甚大な内水被害が発生したことを踏まえ、国、県、関係市町が連携し、被害が著しかった地域の内水被害にも寄与する流域治水の具体的な取組みを策定する。</p> <p><b>4 組織</b> （1）構成員 春日部市、草加市、越谷市、八潮市、吉川市、松伏町 埼玉県（農林部・県土整備部・都市整備部・下水道局・越谷県土整備事務所・総合治水事務所）、関東地方整備局江戸川河川事務所 （2）オブザーバー 足立区</p> <p><b>5 主な内容（別紙参照 P3～4）</b> 中川・綾瀬川流域の埼玉県下流部で内水被害を踏まえて、国、埼玉県、県内市町の対策イメージは以下のとおり。 （1）氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 ア 河道掘削や堤防整備 イ 下水道（雨水）及び調節池・貯留管の整備 ウ 貯留機能保全区域の指定、田んぼダム、農業用水路の活用 （2）被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 ア 雨水出水浸水区域（内水氾濫）の公表 イ 水防活動時における情報共有・連携強化</p> <p><b>6 今後の方針</b> 国、都、県、沿川区市町の動向を注視し必要に応じ連携していくとともに、排水機場の増強・更新等について協議会などの機会を捉え国に要望していく。</p>

○今次出水を踏まえ、自治体・県・国において以下のような対策（イメージ）を連携して検討し、緊急的に実施する流域治水の取組としてまとめ、中川・綾瀬川流域における浸水被害の軽減を図る。



流域治水の推進と特定都市河川（特定都市河川とは）

- 近年、気候変動の影響によりバックウォーター現象のおそれがある河川や狭窄部上流の河川等で水災害が頻発化していることを踏まえ、これまで政令指定都市をはじめとする都市部を中心に行われてきた雨水貯留浸透施設の整備や土地利用規制等の流域対策を、地方部も含む全国の河川で重点的に取り組むために流域治水関連法を整備。
- 土地利用規制等を含む流域水害対策計画に基づき実施される遊水地等の河川整備や雨水貯留浸透対策等のハード整備に対して、予算を重点化。また、税制優遇等の支援により、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを推進。

■特定都市河川における区域指定までの主な流れ



■特定都市河川における整備の加速化



※このほか、区域指定等に係る支援策を検討

※令和4年度 水管理・国土保全局関係予算概要より引用



## 中川・綾瀬川緊急流域治水 対策イメージ(特定都市河川指定)

### ■特定都市河川の指定を行った場合の貯留機能の保全、田んぼダムによる貯留機能の向上

- 中川・綾瀬川流域では、**農地が地先周辺の浸水拡大の抑制及び下流への流量低減等の治水上重要な雨水貯留効果を発揮**。
- 今後の流域治水の取組として、**いかに農地等の保全と開発のバランスをとりつつ、貯留機能の向上**やグリーンインフラとしての活用を行い、**安全なまちづくりを推進していくかが重要**。
- 特定都市河川の指定を行った場合の**貯留機能保全区域制度の活用やまちづくり計画と整合を図った計画検討**により、**将来にわたって流域の貯留機能の保全・向上を図っていくことが可能**。
- また、保全とあわせて田んぼダム等取組を実施する際には、**昨今拡充されている交付金等の活用やスマート田んぼダム等の先進的取組、環境学習、伝統産業の継承など、多面的な観点から推進を図る**。

### 「貯留機能保全区域制度」

#### 施策の内容

#### 概要

- ・貯留機能保全区域制度は、河川に隣接する低地や窪地等の洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地について、都道府県知事等（政令市長、中核市長）が、市町村長からの意見を聴取し、土地の所有者の同意を得た上で指定することができる制度です。
- ・貯留機能保全区域に指定されると、盛土や塀の設置等の貯留機能保全区域の機能を阻害する行為に対し、事前届出が義務付けられます。
- ・都道府県知事等は、届出に対し、必要な助言・勧告をすることができます。



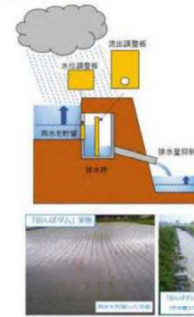
### 「田んぼダム」

#### 施策の内容

#### 概要

- ・「田んぼダム」とは、「田んぼダム」を実施する地域やその下流域の浸水被害リスクを低減するための取組です。
- ・水田の落水口に流出量を抑制するための堰板や小さな穴の開いた調整板などの器具を取り付けることで、水田に降った雨水を時間をかけてゆっくりと排水し、水路や河川の水位の上昇を抑えることで、溢れる水の量や範囲を抑制することができます。

#### 【「田んぼダム」を実施】



#### 【「田んぼダム」を未実施】



### 環境 グリーンインフラとしての活用

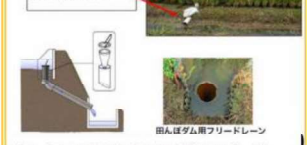


#### <行田市事例>

- 取組の概要  
市では、令和2年7月、市内17の「多面的機能活動組織」に対し「田んぼダム」の取組について協力を依頼。

※17組織の活動総面積は1,093ha

- 排水管（エルボ管）を操作し、田んぼに雨水を貯留する



引用：行田市忍川浸水対策連絡協議会 資料

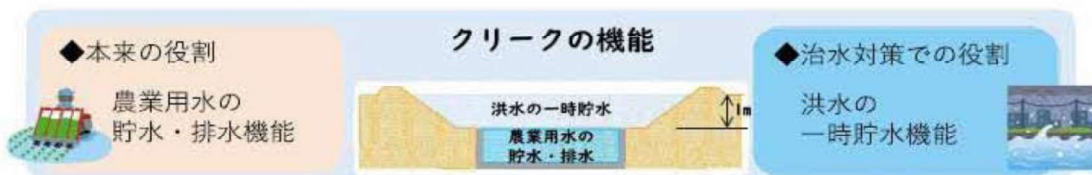
## 中川・綾瀬川緊急流域治水 対策イメージ(農業用水路の活用について)

### ■農業用水路の活用

- 当該地域には、数多くの農業用水路があり、大雨前に事前放流することにより、雨水を一時的に貯留するように活用することも考えられる。

## 佐賀・白石平野の“クリーク”を浸水対策に活用します

佐賀・白石平野の農業用のクリーク延長は約1,600km



- 佐賀市、神崎市及び白石町では、大雨前に事前放流する取組が実施されています。



佐賀・白石平野で、田んぼから1m水位を下げると、**貯水ポケット約1,700万m<sup>3</sup>**が確保される

北山ダム(2,200万m<sup>3</sup>)の8割相当となり、大規模なダムに匹敵する！

佐賀市、神崎市及び白石町の取組を、**佐賀平野全域に展開**します 農山漁村課

出典：佐賀県二級河川流域治水協議会 資料  
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00379855/index.html>

# 建設委員会報告資料

令和5年11月15日

件名	足立区バリアフリー地区別計画（綾瀬・北綾瀬周辺地区編）素案の内容とパブリックコメント実施について
所管部課名	都市建設部都市建設課 ユニバーサルデザイン担当課
内容	<p>綾瀬・北綾瀬周辺地区のバリアフリー地区別計画素案の内容と綾瀬・北綾瀬周辺地区におけるパブリックコメント実施について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 バリアフリー地区別計画（綾瀬・北綾瀬周辺地区）素案の内容（別添資料参照）</b></p> <p>(1) 概要</p> <p>ア バリアフリー地区別計画とその位置づけについて（バリアフリー基本構想及び区内10か所の地区別計画について）</p> <p>イ 生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区の設定方法について</p> <p>ウ 策定後の進め方について（特定事業計画の作成と進行管理について）</p> <p>(2) 綾瀬・北綾瀬周辺地区におけるバリアフリー地区別計画の策定</p> <p>ア 策定にいたる経緯</p> <p>(3) 綾瀬・北綾瀬周辺地区におけるバリアフリーの取り組み</p> <p>ア 地区のバリアフリーの現状と課題</p> <p>イ 基本的な方針</p> <p>ウ 生活関連施設、生活関連経路、重点整備地区の区域、特定事業の設定</p> <p><b>2 素案の公表方法及び公表場所</b></p> <p>(1) 区ホームページへの掲載</p> <p>(2) 都市建設部都市建設課（区役所本庁舎北館4階）での閲覧及び配布</p> <p>(3) 区民事務所、中央図書館、区政情報課（区役所本庁舎中央館2階）、政策経営課（区役所本庁舎南館9階）での配布</p>

### 3 パブリックコメントの意見の募集方法

#### (1) 募集期間

令和5年11月22日（水）～令和5年12月22日（金）

#### (2) 提出方法

ア 窓口への持参（庁舎開庁日の午前8時30分～午後5時）

イ 郵送（募集期間末日までの消印のものを有効とする）

ウ ファクシミリ

エ 区ホームページの意見受付フォーム入力

### 4 今後の予定

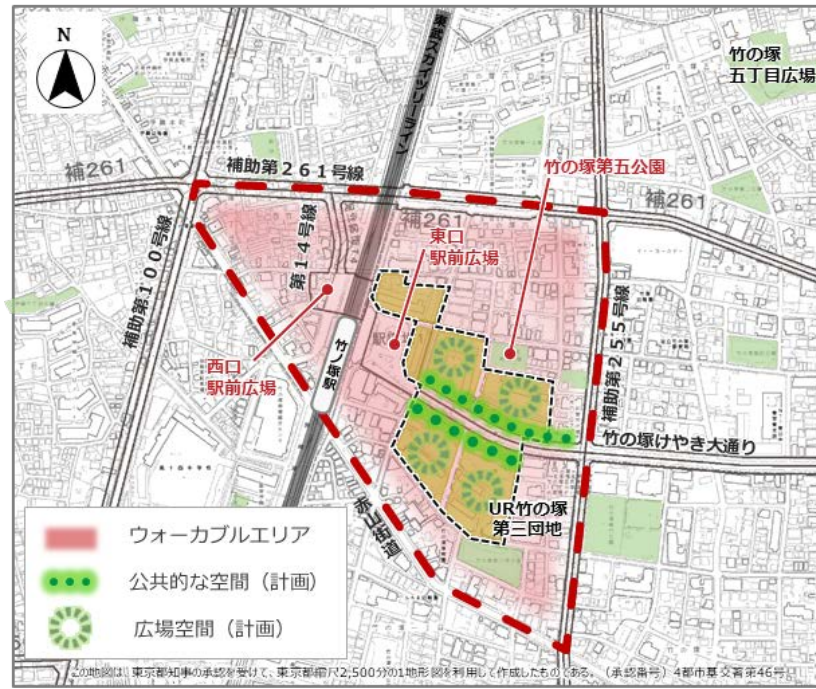
年 月		内 容
令和5年	11月	(1)バリアフリー地区別計画素案を公表 (2)パブリックコメントの募集（31日間）
令和6年	1月頃	上記意見に対する区の考え方を建設委員会へ報告
	2月頃	(1)第20回足立区バリアフリー協議会 (2)パブリックコメントに対する区の考え方を公表
	3月頃	バリアフリー地区別計画（綾瀬・北綾瀬周辺地区）策定

# 建設委員会報告資料

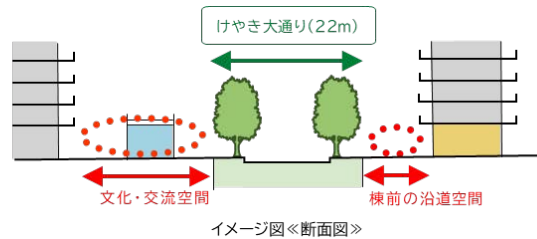
令和5年11月15日

件名	竹ノ塚駅中央地区地区計画の変更について
所管部課名	都市建設部まちづくり課
内容	<p><b>1 地区の現状</b></p> <p>竹ノ塚駅周辺地区では、令和6年3月に駅周辺の鉄道高架化事業完了が見込まれており、東口駅前のUR団地の再生や高架下の整備とともに、駅前広場や都市計画道路などの早期整備に向けた検討を進めている。</p> <p><b>2 地区計画の変更について</b></p> <p>令和5年11月に変更した竹ノ塚駅周辺地区まちづくり構想・計画に基づくまちづくりの方針について、都市計画に位置付けるため、以下のとおり地区計画を変更する。</p> <p>(1) 地区計画の主な変更内容</p> <p>ア 都市計画公園の変更</p> <p>東口駅前広場の拡張整備を促進するため、竹の塚第五公園のまちづくり用地としての活用についてURと協議していく。また、新たに竹の塚五丁目広場を都市計画公園に位置付ける。</p> <p>イ 竹の塚けやき大通り沿いの公共的空間</p> <p>ウォーカブルなまちへ「回遊性を向上させる空間づくり」を目指し、竹の塚第五公園に代わる空間として、竹の塚けやき大通り沿いの「公共的な空間」を地区施設で確保する。</p> <p>ウ UR団地内に広場空間を整備</p> <p>UR竹の塚第三団地の各街区へ、地域に開かれた様々な機能を有する広場空間の再整備を協議していく。</p>





現状のけやき大通り



イメージ図<断面図>



空間づくりのイメージ

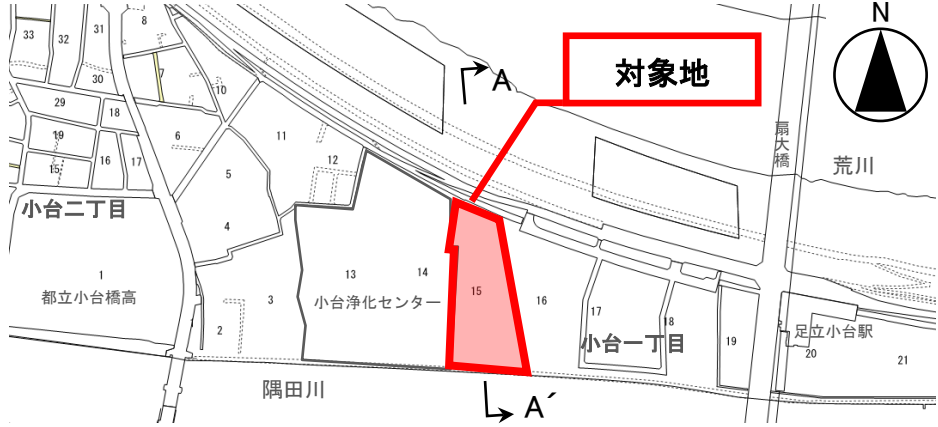
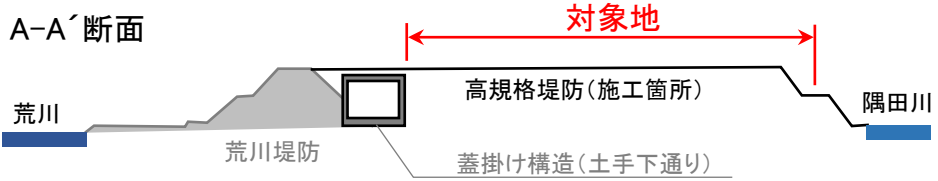
### 3 これまでの経緯と今後の予定

時期	内容
令和5年 9月	まちづくり構想・計画変更(案)説明会の開催
10月	まちづくり構想・計画変更(案)オープンハウス型説明会の開催
11月	まちづくり構想・計画の変更
今後の予定	
12月	足立区都市計画審議会にて報告
令和6年 3月	都市計画法第16条に基づく原案説明会
6月	案の告示・縦覧及び意見の受付
7月	足立区都市計画審議会にて審議
8月	都市計画決定の告示



# 建設委員会報告資料

令和5年11月15日

<p>件名</p>	<p>小台一丁目地区高規格堤防後の計画について</p>
<p>所管部課名</p>	<p>都市建設部まちづくり課 都市建設課</p>
<p>内容</p>	<p>小台一丁目地区で土地利用の動きがあったので報告する。</p> <p><b>1 事業概要</b></p> <p>(1) 荒川高規格堤防事業 平成30年度 工事着手 ～ 令和5年度 完了予定</p> <p>(2) 高規格堤防上の民間施設計画</p> <p>ア 地権者 株式会社ヤマサホールディングス</p> <p>イ 計画の概要 敷地面積 約13,000㎡ 建築用途 物流倉庫 建築時期 令和7年</p>  <p>A-A'断面</p>  <p><b>2 今後の予定</b></p> <p>荒川が氾濫しても浸水しない高規格堤防上の施設計画であり、高台まちづくりの推進に向け、避難施設の確保について地権者と協議していく。</p>

# 建設委員会報告資料

令和5年11月15日

件名	<b>私道防犯灯設置助成事業の要件拡充について</b>																								
所管部課名	道路公園整備室道路公園管理課																								
内容	<p>令和4年度実施事業分の足立区区民評価委員会の評価結果等を踏まえて、私道防犯灯設置助成事業（以下、「設置事業」という。）の要件拡充等を以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 設置事業の概要</b></p> <p>夜間の交通安全及び犯罪防止を目的に、区又は地方公共団体以外の設置者が、私道上に設置する防犯灯に対して、助成金の交付を行う。</p> <p><b>2 足立区区民評価委員会の評価結果</b></p> <p>(1) 評価（高い A、B<sup>+</sup>、B、B<sup>-</sup>、C 低い）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">点検項目</th> <th style="text-align: center;">評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業の必要性</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td>事業手法の妥当性</td> <td style="text-align: center;">B<sup>-</sup></td> </tr> <tr> <td>受益者負担の適切度</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td>事業の周知度</td> <td style="text-align: center;">B<sup>-</sup></td> </tr> <tr> <td>補助金等の有効性</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> <tr> <td>予算計上の妥当性</td> <td style="text-align: center;">B</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 意見</p> <p>ア 設置事業の補助率等の見直し、助成に至らない理由の分析が必要。</p> <p>イ 設置事業は設置者の自己負担（事前負担）がある。助成金の支給要件（支給時期）の見直しをしてほしい。</p> <p>ウ 設置事業の広報活動を強化してほしい。特に、防犯上危険と思われる地区に対しては、ポスティングを実施してほしい。</p> <p><b>3 設置事業の助成に至らなかった理由（過去3か年）</b></p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">理由</th> <th style="text-align: center;">灯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>私道の幅員不足</td> <td style="text-align: center;">13灯</td> </tr> <tr> <td>私道の利用戸数不足</td> <td style="text-align: center;">13灯</td> </tr> <tr> <td>防犯灯の設置基準間隔不足</td> <td style="text-align: center;">7灯</td> </tr> <tr> <td>防犯灯を照らす場所が私道以外（私有地等）</td> <td style="text-align: center;">6灯</td> </tr> </tbody> </table>	点検項目	評価	事業の必要性	B	事業手法の妥当性	B <sup>-</sup>	受益者負担の適切度	B	事業の周知度	B <sup>-</sup>	補助金等の有効性	B	予算計上の妥当性	B	理由	灯数	私道の幅員不足	13灯	私道の利用戸数不足	13灯	防犯灯の設置基準間隔不足	7灯	防犯灯を照らす場所が私道以外（私有地等）	6灯
点検項目	評価																								
事業の必要性	B																								
事業手法の妥当性	B <sup>-</sup>																								
受益者負担の適切度	B																								
事業の周知度	B <sup>-</sup>																								
補助金等の有効性	B																								
予算計上の妥当性	B																								
理由	灯数																								
私道の幅員不足	13灯																								
私道の利用戸数不足	13灯																								
防犯灯の設置基準間隔不足	7灯																								
防犯灯を照らす場所が私道以外（私有地等）	6灯																								

#### 4 他区（21区）での設置事業

- (1) 区による直接施行が13区、区とリース会社との契約によるリース事業が2区あり、区が設置費用を全額負担している。
- (2) 助成金の額は、標準単価額から算出した工事費用、現に要した工事費用のいずれか低い額とする区がある。
- (3) 助成要件は、私道の幅員が1.2m以上かつ私道の利用戸数が2戸以上とする区がある。

#### 5 設置事業の要件拡充（案）

##### (1) 助成の要件

現在	改正（案）
幅員が1.2m以上で道路の両端が公道に接している私道	変更なし
道路の一端が公道又は1.8m以上の私道に接していて、利用戸数が4戸以上かつ幅員が1.8m以上の私道	幅員が1.2m以上で、利用戸数が2戸以上の私道
道路の一端が公道又は1.8m以上の私道に接していて、道路延長が30m以上、利用戸数が2戸以上、幅員が1.8m以上の私道	廃止
学校、幼稚園又は保育園等の公共施設に通じていて、区長が適当と認めた私道	変更なし

##### (2) 助成金の額

現在	改正（案）
防犯灯設置の助成金の額は、区長が別に定める標準工事費の10分の9に相当する額とする。	防犯灯設置の助成金の額は、区長が別に定める標準単価額から算出した工事費用（以下、「標準工事費」という。）とする。
新設	助成金の額は、現に要した工事費用がこの額に満たないときはその費用額とする。

##### (3) 設置基準間隔

現在	改正（案）
防犯灯設置の基準間隔は30mとする。ただし、区長が設置を認めるものはこの限りでない。	防犯灯設置の基準間隔は20mとする。ただし、区長が設置を認めるものはこの限りでない。

## 6 今後の方針

(1) 令和6年度当初から設置事業の要件が拡充できるよう、足立区私道防犯灯設置助成要綱等の改正の事務手続きを進める。

(2) 足立区区民評価委員会の評価結果を踏まえて、広報活動を強化する。

ア 設置事業の助成に至らなかった相談者に対して、情報発信を行う。

イ 町会・自治会に対して、情報発信を行う。また、以下の町会等に直接働きかけを行う。

(ア) 防犯上危険と思われる箇所（路上強盗やひったくりが発生した場所）を区域とする町会等

(イ) 蛍光灯型の防犯灯を多く維持管理している町会等

ウ 防犯上危険と思われる箇所へのポスティングを行う。

エ あだち広報による情報発信を行う。

オ SNSによる情報発信を行う。

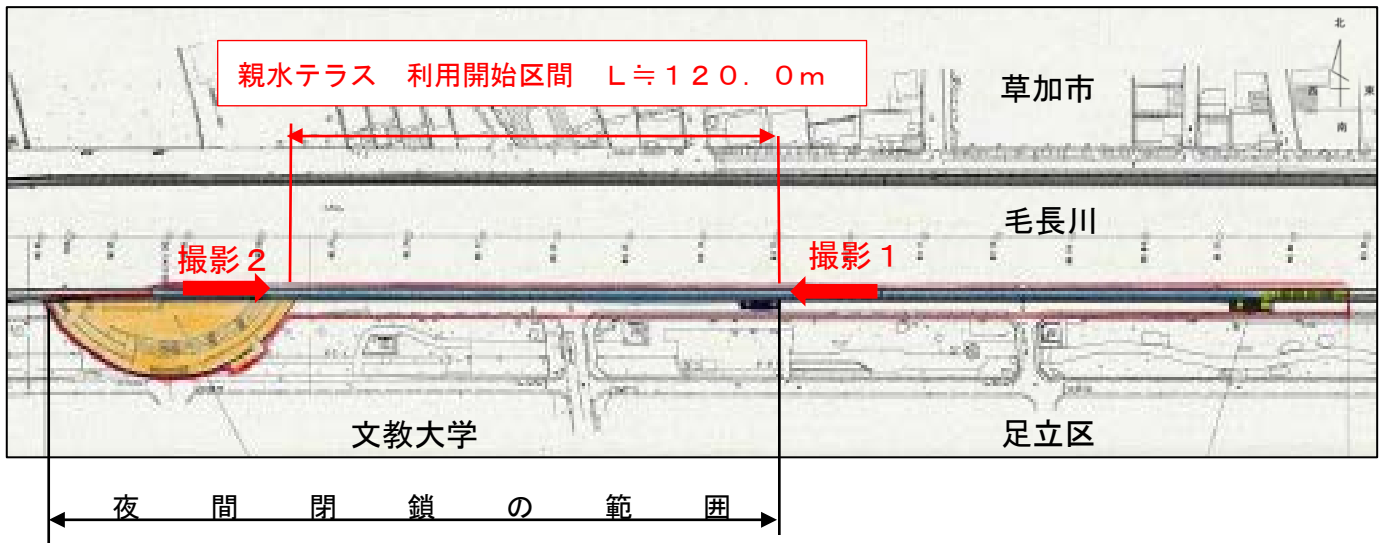


# 建設委員会報告資料

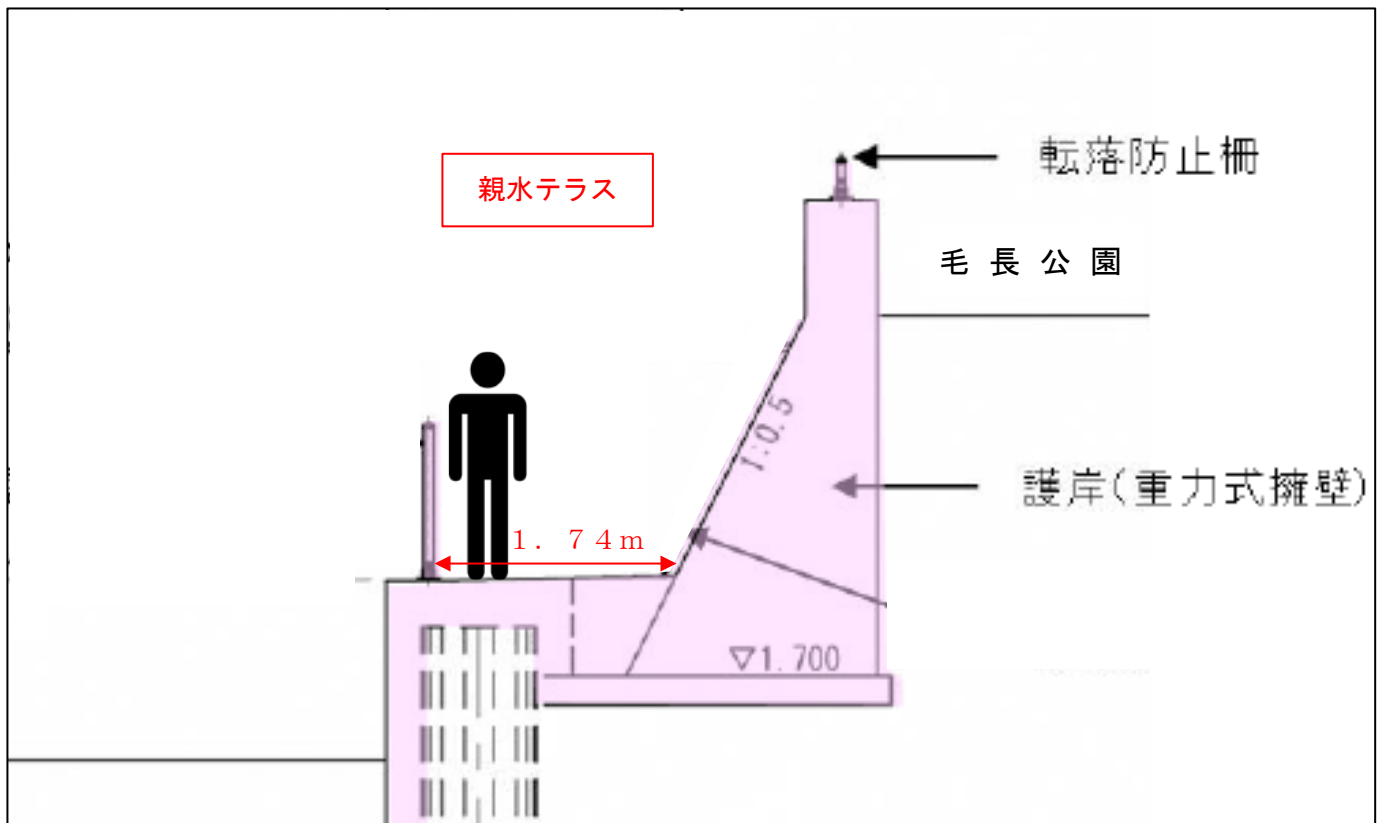
令和5年11月15日

件名	毛長川親水テラスの一部利用開始について
所管部課名	道路公園整備室東部道路公園維持課
内容	<p>毛長川親水テラスの一部利用開始について以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 毛長川親水テラスの一部利用について</b></p> <p>(1) 利用開始理由 東京都が整備した毛長川親水テラスについて、足立区との管理協定が締結されたため。</p> <p>(2) 利用開始予定日 令和5年11月中</p> <p>(3) 通行可能時間 午前9:00～午後6:00 (夜間閉鎖 午後6:00～午前9:00)</p> <p><b>2 夜間閉鎖理由</b> 迷惑行為防止と安全対策の理由から毛長公園親水拠点と一体的に、夜間は閉鎖管理する。</p> <p><b>3 今後の方針</b> 令和6年度完了予定の毛長公園改修工事その2工事にあわせて、残余の親水テラスを開放する。</p>

平面図



断面図



撮影 1



撮影 2



# 建設委員会報告資料

令和5年11月15日

<p>件名</p>	<p><b>公園の都市計画変更について</b></p>
<p>所管部課名</p>	<p>道路公園整備室パークイノベーション推進課          施設営繕部東部地区建設課 都市建設部都市建設課 まちづくり課          学校運営部学校施設管理課</p>
<p>内 容</p>	<p>内谷<sup>うちや</sup>公園の区域を変更し（仮称）大谷田一丁目公園を新たな公園とする都市計画変更、及び竹の塚第五公園を廃止し竹の塚五丁目広場を新たな公園とする都市計画変更について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 内谷<sup>うちや</sup>公園及び（仮称）大谷田一丁目公園</b></p> <p>(1) 経緯及び概要</p> <p>ア 内谷<sup>うちや</sup>公園は、東湊江小学校敷地としての活用や道路の安全性向上、避難所の防災力向上を図るよう地域要望があった。</p> <p>イ （仮称）大谷田一丁目公園用地は、（旧）あすなろ大谷田解体後の活用を検討していた。</p> <p>(2) 都市計画変更の内容</p> <p>ア 内谷<sup>うちや</sup>公園（東和三丁目20番、現況約0.13ha）</p> <p>（ア）約0.1haを削除し、東湊江小学校及び道路拡張用地として使用する。</p> <p>（イ）約0.03haは残し公園を改修する。</p> <p>イ （仮称）大谷田一丁目公園（大谷田一丁目25番）</p> <p>（ア）内谷<sup>うちや</sup>公園の代替の都市計画公園として約0.1haを新設する。</p> <p>（イ）都市計画公園の少ない地域の公有地を活用する。</p> <div data-bbox="491 1413 1300 1962" style="text-align: center;"> <p>案内図</p> <p>（仮称）大谷田一丁目公園</p> <p>内谷公園</p> </div>



## 2 竹の塚第五公園及び竹の塚五丁目広場

### (1) 経緯及び概要

竹ノ塚駅東口の駅前広場整備などまちづくりと連動した事業用地として、竹の塚第五公園を活用するため、都市計画審議会へ諮る。

### (2) 都市計画変更の内容

ア 竹の塚第五公園（竹の塚六丁目3番、現況約0.17ha）

(ア) 公園を廃止する。

(イ) まちづくり用地として活用する。

イ 竹の塚五丁目広場（竹の塚五丁目35番）

(ア) 竹の塚第五公園の代替の都市計画公園として約0.78haを新設する。

(イ) 都市計画公園の少ない地域の公有地を活用する。



## 3 今後の予定

	内容 （仮称）大谷田一丁目公園	竹の塚第五公園 竹の塚五丁目広場
令和6年2～3月	地元説明会	地元説明会
令和6年7月	都市計画審議会	都市計画審議会
令和6年8月	都市計画変更	都市計画変更

# 建設委員会報告資料

令和5年11月15日

件名	花畑川環境整備事業の取組み状況について								
所管部課名	道路公園整備室道路整備課 都市建設部都市建設課								
内容	<p>花畑川環境整備事業の取組み状況について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 第4回花畑川を考える会の開催結果について</b></p> <p>(1) 開催月日 令和5年10月30日(月)</p> <p>(2) 場 所 佐野地域学習センター(佐野二丁目43番5号)</p> <p>(3) 内 容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">議 題</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">詳 細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">現在の工事の状況</td> <td>①その1工事区間の工事予定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">散策路の整備(案)について</td> <td>①桜並木の植樹間隔について ②樹木・植栽等について ③桜まわりのベンチについて ④散策路の舗装について ⑤転落防止柵について ⑥河川護岸の工法について</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">周辺河川の治水対策について</td> <td>①中川堤防の嵩上げ工事 ②綾瀬川の整備状況について ③放水路と排水機場の機能 ④流域治水について</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 主な意見</p> <p>ア 散策路工事の整備(案)について</p> <p>(ア) 転落防止柵の形状は、安全性を配慮しつつも、川を感じられる設えが良い。</p> <p>(イ) 散策路に設置する施設は、乱雑にならないよう配置してほしいが、大人も体を動かせる施設があると良い。</p> <p>(ウ) 提案された整備(案)は素晴らしい。一日でも早い完成を心待ちにしている。</p> <p>(エ) 散策路内では、自転車に乗ったままの通行をできないようにしてほしいが、自転車で来た方が利用しやすくしてほしい。</p> <p>イ 周辺河川の治水対策について</p> <p>(ア) 水害への不安があるため、中川堤防の嵩上げ工事の情報などは、今後も提供してほしい。</p>	議 題	詳 細	現在の工事の状況	①その1工事区間の工事予定	散策路の整備(案)について	①桜並木の植樹間隔について ②樹木・植栽等について ③桜まわりのベンチについて ④散策路の舗装について ⑤転落防止柵について ⑥河川護岸の工法について	周辺河川の治水対策について	①中川堤防の嵩上げ工事 ②綾瀬川の整備状況について ③放水路と排水機場の機能 ④流域治水について
議 題	詳 細								
現在の工事の状況	①その1工事区間の工事予定								
散策路の整備(案)について	①桜並木の植樹間隔について ②樹木・植栽等について ③桜まわりのベンチについて ④散策路の舗装について ⑤転落防止柵について ⑥河川護岸の工法について								
周辺河川の治水対策について	①中川堤防の嵩上げ工事 ②綾瀬川の整備状況について ③放水路と排水機場の機能 ④流域治水について								

(5) 今後のスケジュール

年 月	内 容
令和6年2月頃	第5回花畑川を考える会の開催

2 先進事例視察結果について

(1) 視察日

令和5年10月31日(火)

(2) 場 所

富岩(ふがん)運河環水公園 その他3か所

(3) 出席者

学識経験者、副区長、道路公園整備室長、道路整備課長、道路整備課職員

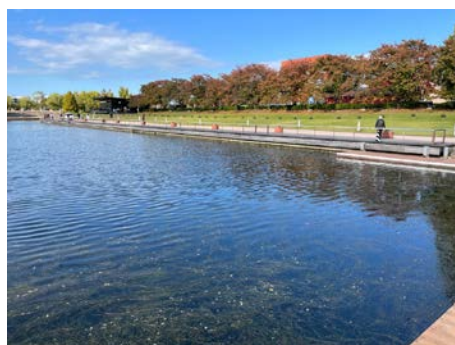
(4) 目 的

学識経験者から紹介された先進事例を視察し、河川のデザインなどの解説を受け、その1工事区間以降の整備方針の参考とするため。

(5) 視察結果

ア 現地の状況

(ア) 富岩運河環水公園



(イ) 岩瀬運河



(ウ) 稲荷公園



(エ) 松川公園





# 建設委員会報告資料

令和5年11月15日

件名	<b>新耐震基準木造住宅の耐震助成制度の開始について</b>								
所管部課名	建築室建築防災課								
内 容	<p>現在、助成開始に向け準備を進めている新耐震基準木造住宅（グリーン住宅）の耐震助成制度を開始するので報告する。</p> <p><b>1 対象建築物</b>                  昭和56年6月から平成12年5月に建築された、2階建以下在来軸組工法の木造住宅</p> <p><b>2 助成内容</b>                  耐震診断（補強設計）、耐震改修                  ※ 対象建築物は、築浅で良好なストックとして活用できるものが多く、都補助金の対象となっていないことから、現在のところ解体助成は行わない。</p> <p><b>3 助成額（令和7年度末までの限定）</b>                  （1）耐震診断 30万円                  （2）耐震改修 特定地域：200万円、一般地域：150万円                  ※ 旧耐震基準建築物と同額</p> <p><b>4 助成開始時期</b>                  令和6年1月</p> <p><b>5 今後のスケジュール</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">時 期</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年 11月</td> <td>足立区耐震改修促進計画一部見直し （新耐震木造住宅の目標、耐震化率を追記） 登録木造住宅耐震診断士へ制度周知</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年 12月</td> <td>12月25日号「あだち広報」周知掲載</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年 1月</td> <td>1月号 公社ニュース「トキメキ」周知掲載</td> </tr> </tbody> </table>	時 期	内 容	令和5年 11月	足立区耐震改修促進計画一部見直し （新耐震木造住宅の目標、耐震化率を追記） 登録木造住宅耐震診断士へ制度周知	令和5年 12月	12月25日号「あだち広報」周知掲載	令和6年 1月	1月号 公社ニュース「トキメキ」周知掲載
時 期	内 容								
令和5年 11月	足立区耐震改修促進計画一部見直し （新耐震木造住宅の目標、耐震化率を追記） 登録木造住宅耐震診断士へ制度周知								
令和5年 12月	12月25日号「あだち広報」周知掲載								
令和6年 1月	1月号 公社ニュース「トキメキ」周知掲載								

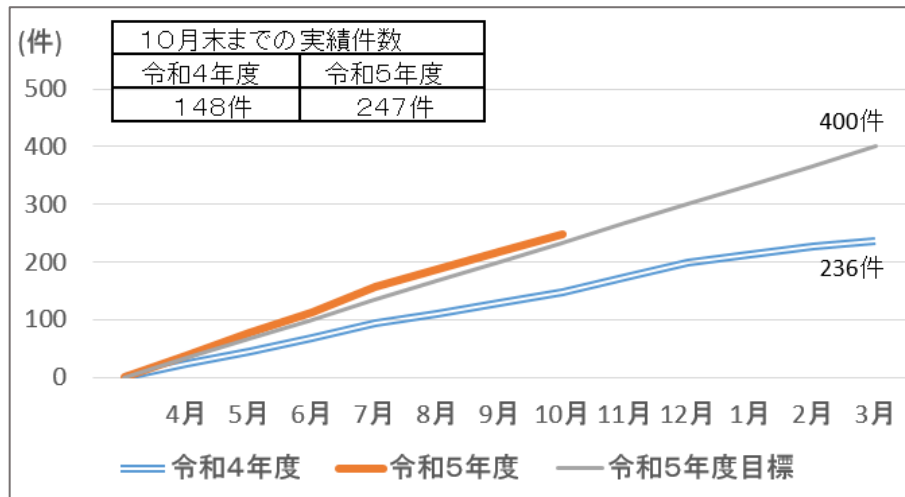
# 建設委員会報告資料

令和5年11月15日

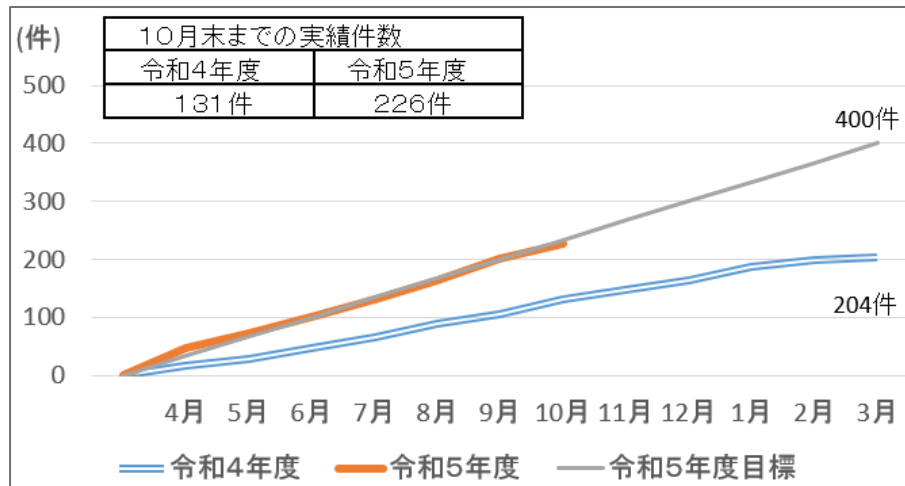
件名	建築物減災対策について（10月末までの実績報告）																																																																																	
所管部課名	建築室建築防災課																																																																																	
内容	<p>建築物の減災対策の申請状況について報告する。</p> <p><b>1 申請件数（実績 同年の10月末現在）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 45%;">内容</th> <th style="width: 10%;">R4</th> <th style="width: 10%;">R5</th> <th style="width: 10%;">目標</th> <th style="width: 15%;">達成率 ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 耐震診断</td> <td style="text-align: center;">148</td> <td style="text-align: center;">247</td> <td style="text-align: center;">400</td> <td style="text-align: center;">106%</td> </tr> <tr> <td>(2) 耐震改修工事等 ※1</td> <td style="text-align: center;">131</td> <td style="text-align: center;">226</td> <td style="text-align: center;">400</td> <td style="text-align: center;">97%</td> </tr> <tr> <td>(3) 家具転倒防止等</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">72</td> <td style="text-align: center;">90</td> <td style="text-align: center;">137%</td> </tr> <tr> <td>(4) アトバイザー派遣</td> <td style="text-align: center;">38</td> <td style="text-align: center;">64</td> <td style="text-align: center;">110</td> <td style="text-align: center;">100%</td> </tr> <tr> <td>(5) ブロック塀カット工事</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">26</td> <td style="text-align: center;">80</td> <td style="text-align: center;">56%</td> </tr> <tr> <td>(6) 不燃化建替え</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">38</td> <td style="text-align: center;">54%</td> </tr> <tr> <td>(7) 解体（不燃化）</td> <td style="text-align: center;">132</td> <td style="text-align: center;">153</td> <td style="text-align: center;">260</td> <td style="text-align: center;">101%</td> </tr> <tr> <td>(8) 感震ブレイカー設置工事</td> <td style="text-align: center;">107</td> <td style="text-align: center;">248</td> <td style="text-align: center;">400</td> <td style="text-align: center;">106%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 (2) 耐震改修工事等には解体工事含む          ※2 4～10月までの現状の達成率          達成率とは、現時点において目標を達成するために達していない割合          [達成率の計算式]  <math display="block">\left[ R5\text{実績値} \div \left( \text{目標値} \times \frac{\text{経過月数}}{12} \right) \right] \times 100(\%)</math></p> <p><b>2 予算額に対する助成内定額の割合（同年10月末現在）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 45%;">内容</th> <th style="width: 15%;">予算額</th> <th style="width: 15%;">内定額</th> <th style="width: 25%;">内定済割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 耐震診断</td> <td style="text-align: center;">75,000</td> <td style="text-align: center;">66,660</td> <td style="text-align: center;">89%</td> </tr> <tr> <td>(2) 耐震改修工事等</td> <td style="text-align: center;">454,000</td> <td style="text-align: center;">335,537</td> <td style="text-align: center;">74%</td> </tr> <tr> <td>(3) 家具転倒防止等</td> <td style="text-align: center;">9,000</td> <td style="text-align: center;">6,778</td> <td style="text-align: center;">76%</td> </tr> <tr> <td>(4) アトバイザー派遣</td> <td style="text-align: center;">1,980</td> <td style="text-align: center;">413</td> <td style="text-align: center;">21%</td> </tr> <tr> <td>(5) ブロック塀カット工事</td> <td style="text-align: center;">24,000</td> <td style="text-align: center;">9,690</td> <td style="text-align: center;">41%</td> </tr> <tr> <td>(6) 不燃化建替え</td> <td style="text-align: center;">174,800</td> <td style="text-align: center;">105,262</td> <td style="text-align: center;">61%</td> </tr> <tr> <td>(7) 解体（不燃化）</td> <td style="text-align: center;">546,000</td> <td style="text-align: center;">359,236</td> <td style="text-align: center;">66%</td> </tr> <tr> <td>(8) 感震ブレイカー設置工事</td> <td style="text-align: center;">28,650</td> <td style="text-align: center;">19,178</td> <td style="text-align: center;">67%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p>	内容	R4	R5	目標	達成率 ※2	(1) 耐震診断	148	247	400	106%	(2) 耐震改修工事等 ※1	131	226	400	97%	(3) 家具転倒防止等	17	72	90	137%	(4) アトバイザー派遣	38	64	110	100%	(5) ブロック塀カット工事	20	26	80	56%	(6) 不燃化建替え	21	12	38	54%	(7) 解体（不燃化）	132	153	260	101%	(8) 感震ブレイカー設置工事	107	248	400	106%	内容	予算額	内定額	内定済割合	(1) 耐震診断	75,000	66,660	89%	(2) 耐震改修工事等	454,000	335,537	74%	(3) 家具転倒防止等	9,000	6,778	76%	(4) アトバイザー派遣	1,980	413	21%	(5) ブロック塀カット工事	24,000	9,690	41%	(6) 不燃化建替え	174,800	105,262	61%	(7) 解体（不燃化）	546,000	359,236	66%	(8) 感震ブレイカー設置工事	28,650	19,178	67%
内容	R4	R5	目標	達成率 ※2																																																																														
(1) 耐震診断	148	247	400	106%																																																																														
(2) 耐震改修工事等 ※1	131	226	400	97%																																																																														
(3) 家具転倒防止等	17	72	90	137%																																																																														
(4) アトバイザー派遣	38	64	110	100%																																																																														
(5) ブロック塀カット工事	20	26	80	56%																																																																														
(6) 不燃化建替え	21	12	38	54%																																																																														
(7) 解体（不燃化）	132	153	260	101%																																																																														
(8) 感震ブレイカー設置工事	107	248	400	106%																																																																														
内容	予算額	内定額	内定済割合																																																																															
(1) 耐震診断	75,000	66,660	89%																																																																															
(2) 耐震改修工事等	454,000	335,537	74%																																																																															
(3) 家具転倒防止等	9,000	6,778	76%																																																																															
(4) アトバイザー派遣	1,980	413	21%																																																																															
(5) ブロック塀カット工事	24,000	9,690	41%																																																																															
(6) 不燃化建替え	174,800	105,262	61%																																																																															
(7) 解体（不燃化）	546,000	359,236	66%																																																																															
(8) 感震ブレイカー設置工事	28,650	19,178	67%																																																																															

### 3 推定累計申請数推移

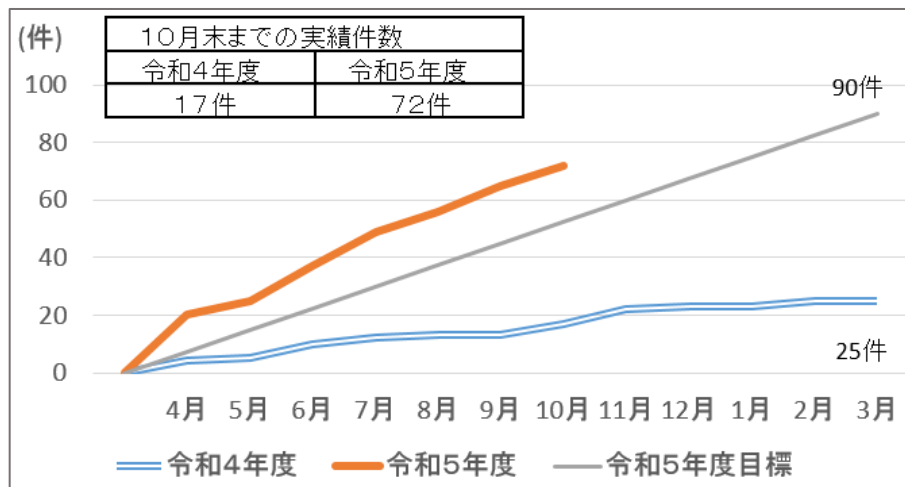
#### (1) 耐震診断申請件数



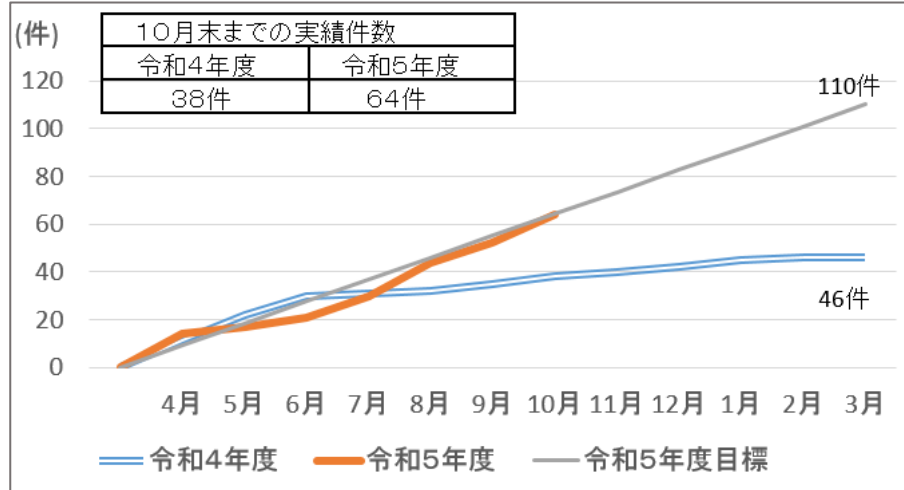
#### (2) 耐震改修工事等申請件数



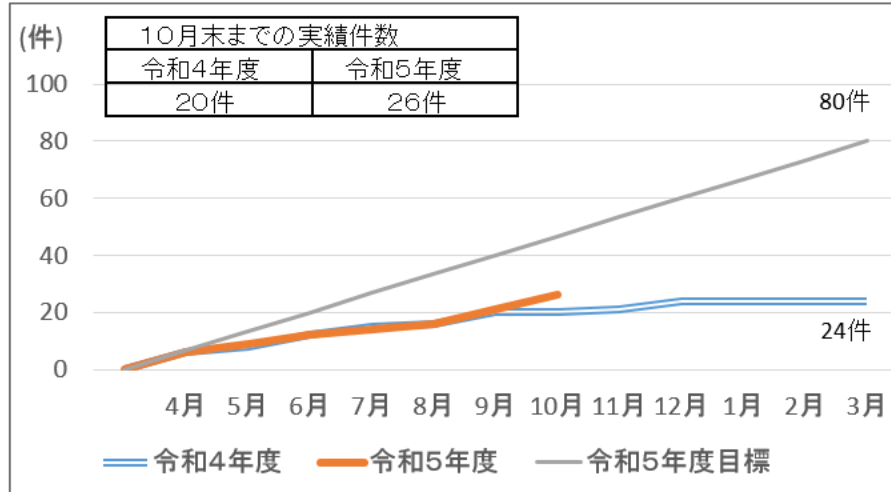
#### (3) 家具転倒防止等申請件数



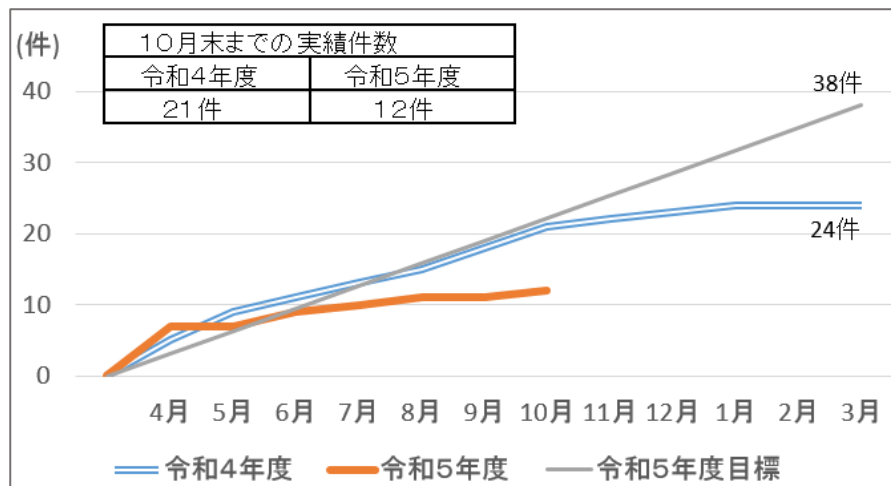
(4) アドバイザー派遣申請件数



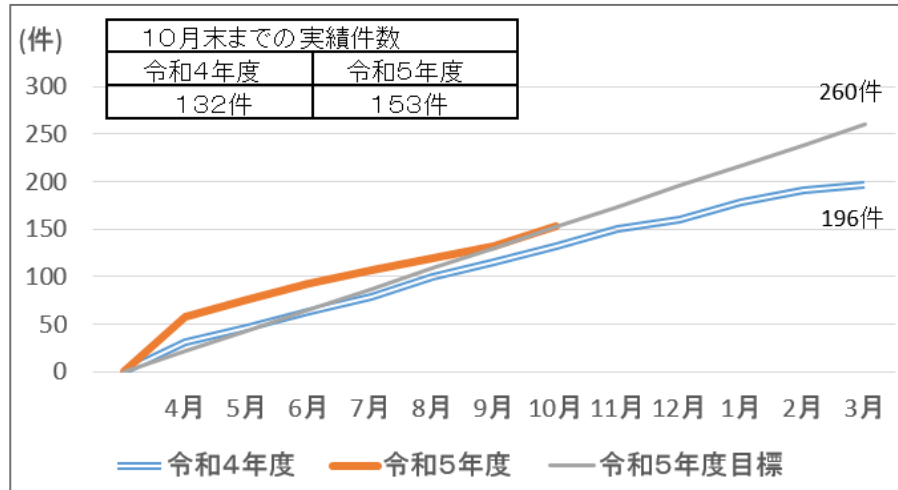
(5) ブロック塀等カット工事申請件数



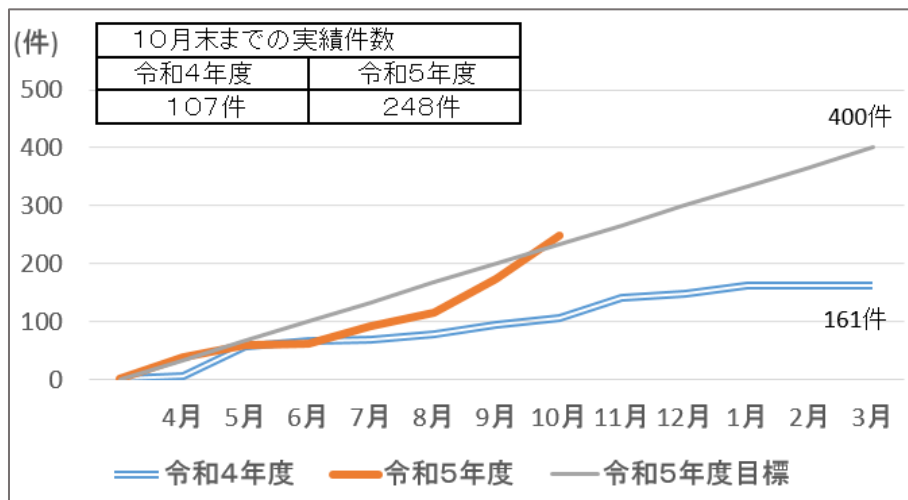
(6) 不燃化建替え申請件数



(7) 解体（不燃化）申請件数



(8) 感震ブレーカー設置工事申請件数



3 問題点・今後の方針

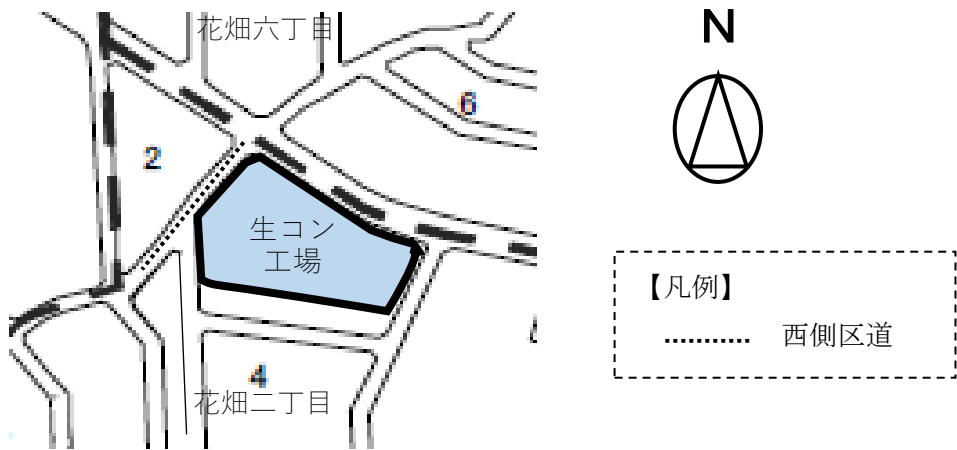
多くの方に利用していただけるよう以下のPRを行っていく。

時期	内容
6月～2月	トキメキ PR広告掲載（計10回）
7月・11月	説明会・相談会ちらし 町会掲示板へ掲載
7月～1月	解体・建替え相談会（計16回）開催
8月～2月	耐震説明会・相談会（計30回）開催
継続的に実施	Twitterにて周知
	LINE、各所デジタルサイネージにて周知
	あだち広報特集号他



# 建設委員会報告資料

令和5年11月15日

件名	花畑二丁目生コン工場への対応状況について																
所管部課名	建築室開発指導課 環境部生活環境保全課																
内容	<p>花畑二丁目生コン工場（以下「工場」という。）の対応状況について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 現地調査について</b></p> <p>令和5年7月19日（水）及び9月27日（水）、午前7時30分から午前9時まで、開発指導課が現地調査を実施。次のとおり、交通安全や周辺への騒音等に配慮した操業が行われていることを確認した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 25%;">7月19日</th> <th style="width: 25%;">9月27日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前8時前の砂、セメント等搬入車両の入場・出場</td> <td style="text-align: center;">延べ8台</td> <td style="text-align: center;">延べ6台</td> </tr> <tr> <td>午前8時前の砂利の搬入車両の入場・出場</td> <td style="text-align: center;">なし</td> <td style="text-align: center;">なし</td> </tr> <tr> <td>通学時間帯（午前7時30分～午前8時30分）における西側区道の生コン車の通行</td> <td style="text-align: center;">延べ5台</td> <td style="text-align: center;">延べ9台</td> </tr> <tr> <td>交通誘導員の配置</td> <td style="text-align: center;">北側・西側 各2名</td> <td style="text-align: center;">北側・西側 各2名</td> </tr> </tbody> </table> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>[位置図・測定地点図]</p>  </div> <p><b>2 建築基準法第12条第5項に基づく報告について</b></p> <p>令和5年9月22日（金）、工場より建築基準法第12条第5項に基づく報告を開発指導課が受領した。</p>			7月19日	9月27日	午前8時前の砂、セメント等搬入車両の入場・出場	延べ8台	延べ6台	午前8時前の砂利の搬入車両の入場・出場	なし	なし	通学時間帯（午前7時30分～午前8時30分）における西側区道の生コン車の通行	延べ5台	延べ9台	交通誘導員の配置	北側・西側 各2名	北側・西側 各2名
	7月19日	9月27日															
午前8時前の砂、セメント等搬入車両の入場・出場	延べ8台	延べ6台															
午前8時前の砂利の搬入車両の入場・出場	なし	なし															
通学時間帯（午前7時30分～午前8時30分）における西側区道の生コン車の通行	延べ5台	延べ9台															
交通誘導員の配置	北側・西側 各2名	北側・西側 各2名															

- (1) 建築基準法違反に係る是正計画の作成状況等について  
セメント価格その他原材料費等の高騰に伴い、ようやく生コンクリート単価もコストに見合ったものに改善され、今期決算において利益を計上できた。順調にいけば3年程度で累積損益が解消され、工場移転のための用地の探求を具体化していく。
- (2) 騒音、振動等の近隣対策について  
ア 自社ミキサー車及び材料搬入車両は、工場周辺において最徐行を指示し、騒音、振動の抑制に努めている。  
イ 深夜の機械音の苦情に対し、令和5年8月11日（金）から15日（火）に原因となる部分の清掃作業等を実施し、機械音は解消した。また、日曜祝日の作業は極力平日作業とする。  
ウ 粉塵飛散については、工場内の散水を行い、残土積み込み時にも散水を徹底する。セメントの搬入は、外気に触れないようパイプで移送している。
- (3) 工事関係車両の交通安全対策について  
交通誘導員を午前7時40分～午前9時、午後1時～午後3時の登下校時に配置して、児童の安全確保、交通事故の防止に努めている。

### **3 建築基準法第12条第5項に基づく報告に対する区の指導について**

報告を受けた令和5年9月22日（金）に、次の点について口頭で指導した。

- (1) 工場移転計画について  
工場移転計画作成について、2年後を目途に作成できるよう具体的に検討を行うこと。
- (2) 騒音、振動等の近隣対策について  
工場の操業、作業による近隣への粉塵、騒音、振動対策に一層努めること。特に、夜間、日曜祝日などの騒音の低減に努めること。
- (3) 工事関係車両の交通安全対策について  
工場関係車両は法定速度を厳守することはもとより、歩行者の横断、すれ違いの際には停止し、交通安全に特段の注意を払い、北側及び西側からの出入庫の際は交通誘導員の配置を徹底すること。

### **4 問題点・今後の方針**

引き続き関係所管と連携して、当該工場に対して必要な指導を継続する。

# 建設委員会報告資料

令和5年11月15日

件名	居住支援協議会の開催結果及びお部屋さがしサポート事業の実績について		
所管部課名	建築室住宅課 高齢者施策推進室地域包括ケア推進課 足立福祉事務所生活保護指導課		
内容	令和5年10月25日に開催した第7回足立区居住支援協議会について、以下のとおり報告する。  <b>1 開催概要</b> (1) 開催日時 令和5年10月25日（水）午後2時～午後4時 (2) 議事内容 ア あだちお部屋さがしサポート事業の実績及び進捗について イ 令和5年3月から9月末までのお部屋紹介の主な事例 ウ 令和5年度の居住支援の取組み報告について エ 生活保護者の居住場所確保についての検討開始 オ 緊急連絡先の役割についての協議 カ 区内の新たな居住支援法人の紹介 (3) 議事内容における主な意見、質疑に対する今後の対応案等		
	主な意見・質問	今後の対応案等	
	令和3年度の事業開始から相談件数が増加傾向だが、組織の体制や今後の対応方針はどのように考えているか。	窓口は区職員2名で担当しているが、状況によって係内職員がサポートし対応している。今後はヒアリングシートの改良など窓口対応力の向上を図っていく。組織体制は必要に応じて、庁内協議していきたい。	
	生活保護者の部屋探しに関して、ケアマネージャーや地域包括支援センター職員が同行する場合もある。今後の仕組みはどのような方針か。	福祉事務所としては生活保護者の部屋探しには、課題があると認識している。不動産協会と連携しながら、新たな仕組みを協議し検討していく。	
	債務保証会社の求める緊急連絡先の相手として、入居者の勤務先等（法人）は可能か。	勤務先は退職時に関係性が無くなるため難しい。保証会社で審査基準が異なるため、協定先の保証会社へ対象範囲の拡大を働きかけていく。	

## 2 あだちお部屋さがしサポート事業の実績

### (1) 令和4年度および令和5年度の実績比較（4月～9月末時点）

	令和4年度	令和5年度（4年度比）
相談者数	112	184（+72件・1.6倍）
寄添い個別相談数	10	22（+12件・2.2倍）
成約者数	4	11（+7件・2.8倍）

今年度は昨年度に比べ相談者数、寄り添い個別相談、成約者数のいずれも増えている。特に成約数は昨年度比約2.8倍と大きく伸びている。

### (2) 令和4年度の寄添い相談以外の対応状況

令和4年度の相談者合計数256件のうち、寄添い相談に進まなかったのは223件だった。このうち、約7割（146件）は窓口等で解決している。残りの3割（77件）は相談者の再考結果をふまえ対応していく。

	寄添い相談以外の方への主な対応内容	件数
窓口等で解決	家賃を下げたい等の相談で来庁。区内の賃貸住宅家賃相場や公営住宅の情報について提供し、相談を終了した。	146件
	福祉事務所やくらしとしごとの相談センターにつないだ。	
	緊急性の低い案件で、事業案内や住宅探しの相談対応を実施。後日連絡したが返信なし。	
相談者再考中	希望する条件がまとまっていないので、再考を促した。	77件
	親族との話し合いが不十分のため、部屋探しのキャンセルや寄添い相談を延期した。	
合計		223件

## 3 問題点・今後の方針

居住支援協議会で頂いた意見を踏まえ、相談者及び家主の双方に対して、あだちお部屋さがしサポート事業の効果的な周知を図り、住宅確保要配慮者の住宅確保に努めていく。